

## 計算方法についての質問

項目	番号	Q	A
計算方法	1	物価資料の単価は、調査月の掲載月でタイムラグがあるがどの月を使用するのか。	ご指摘の内容は承知しています。実勢価格を反映できる月としていきたいと考えます。
計算方法	2	スライドの請求時に提出する「請負代金額が不適当となったことに関する資料」の数量は甲の数量なのか？(除草の燃料等は率計上である)	施工者として当初見込んでいた数量・金額を記載していただければ結構です。(設計数量があるものは除く)
計算方法	3	燃料油の、各月の出来高はどのように確定するのか。	提出が可能な範囲内で燃料油を購入した数量及び金額、時期、購入先がわかる資料の提出をお願いします。提出いただいた資料を参考とし価格変動後における単価を決定していきます。
計算方法	4	納入時期を証明すれば物価資料の金額でよいのではないかと。(業者によって、同月でも単価が変わる)	実購入額との比較を行うため必要となります。
計算方法	5	月毎の使用燃料算出は、膨大な手間。また、長期間使用する機材以外は使用量管理は困難	より実費用に近づけるための運用とお考え下さい。そのため主たる用途に用いた部分の証明書類は基本的に必要と考えます。ただし甲がやむ得ないと認める範囲で証明書類のない数量も対象となります。
計算方法	6	実勢価格に業者ごとでばらつきがあるので、搬入月の価格を統一してほしい。	搬入月の単価は実勢価格(物価資料等)によるため統一されています。また、実購入額が変動後積算額よりも安価であればそちらを使用します。
計算方法	7	実購入金額にも落札率が考慮されるのか	変動後の各品目の金額には落札率が考慮されますが、実購入金額には落札率は考慮されません。
計算方法	8	単品スライド増額分に係る経費の率分についても金額に反映されるのか	単品スライドは、材料費のみの変更であり、率分の金額は変更しません。
計算方法	9	その時期に注文・契約した根拠(理由)が必要か	設計図書等で納入時期を指定していない限りその時期に注文・契約した理由は必要ありません。搬入・購入を証明できる書類があれば結構です。
計算方法	10	基本となる工事金額とは『請負代金 - 既済検査請求代金』の1%が基準となるのか	(請負代金 - 出来形部分等に相当する請負代金相当額)の1%を超えるものを対象します
計算方法	11	実勢価格と実際のスタンドの販売価格には単価差があるのでは？	実勢価格は適正に調査されていると考えます。
計算方法	12	単価スライド額の算定において「スライド条項」によると、価格変動による請負代金額が不適当となった場合とある。落札比率をかけることから材料費の変動による請負金の変動額が基準となるべき	直接工事費の増分に合わせて諸経費の率計上分も変更すべきとご意見だと考えます。今回の単品スライドは特定資材の著しい価格変動に対応するものであり、あくまでその範囲は対象となった資材の価格変動分(直接工事費の材料費のみ)としています。
計算方法	13	平成17年度に設計・施工一括発注方式(現在の高度技術提案型 型相当)かつ総価契約単価合意方式で契約した工事の場合、受注者が入札時に提出した見積書に用いた価格を変動前価格と解釈してよいのでしょうか？ 例1: 入札時実勢価格56円/kg 入札時見積価格58円/kg の場合、変動前価格は58円/kg 例2: 入札時実勢価格56円/kg 入札時見積価格54円/kg の場合、変動前価格は54円/kg	現在は未定です。

## 材料についての質問

項目	番号	Q	A
材料	1	鋼材類は全ての材料について請求する必要があるのか。	請負者が請求したい材料のみで結構です。
材料	2	遮音壁(支柱・アンカーボルト)、合成床版などの2次製品は対象となるか。	鋼材類であれば基本的にはすべて対象と考えます。ただし、請負者から2次製品の価格上昇の理由が客観的に鋼材による価格上昇分とした説明資料を提出していただく必要があります。
材料	3	スクラップはスライドの対象となるか。	対象です。
材料	4	対象工事材料は請負者側で選定し協議できるのか(残土搬出作業において、バックホウは対象外、ダンプトラックは対象とする等)	対象としたいかどうかは材料毎に請負者の判断となります。同一材料であれば、原則すべてを対象としますが、燃料油については対象としたい機種の証明書を提出願います。
材料	5	運搬に燃料油を使用する材料とはなにか	現場着単価となっている材料の運搬のための燃料等を想定しています。
材料	6	鋼材のリース品や仮設土留材については、対象となるか	対象とします。
材料	7	今後更に物価の変動が生じた場合、鋼材・燃料以外について対象となるのか	今後の物価変動の状況により判断していくこととなります。
材料	8	主桁セグメント・PC板等のコンクリート二次製品等の鋼材は対象となるか	基本的には対象としません。ただし図面等から鋼材数量が算定でき材料費の変動が証明できれば対象となる可能性もあります。
材料	9	単価スライド適用範囲において鋼材類のなかにステンレス鋼は含まれるのか	ステンレス鋼は、鋼材類と考えます。
材料	10	コンクリート製橋梁に用いる以下のものは対象となるのでしょうか？ 1. 鋼材製部位を有するBタイプ型ゴム支承 2. 鋼材製部位を有する落橋防止装置 3. 主に鋼材製である伸縮装置 4. 鋼材製部位を有する工場製作された斜材ケーブル 5. 主に鋼材製である斜材ケーブル保持装置	鋼材類であれば基本的にはすべて対象と考えます。ただし、請負者から2次製品の価格上昇の理由が客観的に鋼材による価格上昇分とした説明資料を提出していただく必要があります。 【地整HP単品スライドQA材料2】

## 数量についての質問

項目	番号	Q	A
数量	1	証明書類とは具体的に何か	納品書、請求書等と考えています。
数量	2	重機輸送費は実運搬に要した燃料の証明があれば可能か	客観的に確認出来るものであれば対象となります。
数量	3	事前に購入し仮置していたものを現場に搬入した場合の証明はどの月となるのか。またその場合の仮置料、運搬料等は計上できないか	搬入月の証明書類が仮置場所ではないのであれば仮置を搬入月とします。搬入月については、工事工程等で妥当であり証明書類があれば結構です。仮置は請負者の任意で行っているのであれば、運搬費等の計上はできません。
数量	4	燃料油の単価算出を容易にしてほしい。	当面、運用のとおり実施したいと考えます。
数量	5	鋼材の数量はロス率も計上してよいか	計上して頂いて構いませんが、甲のロス率を上限とします。またスクラップについても対象とします。
数量	6	通常のバックホウ、クレーン、杭打機等は対象にならないのか	対象となります。
数量	7	運用通達(6/13)以前の購入品や鉄筋加工工場へ搬入したものは対象外か	6 / 13以前のものであっても、部分払いの対象でなければ対象となります。
数量	8	燃料油の検収方法はどのようなか？	検収を行うわけではありません。主たる用途に用いた数量等の確認のため証明書類を提出して頂きます。
数量	9	運用通達(6/13)以降の変更工種についてはスライド対象か (例：鉄筋の寸法、径の変更があった場合)	施工中の工事であれば、契約日(部分払い分除く)から工期末まで対象となります。
数量	10	燃料油における各月の出来高数量の確認方法はどのように行うのか。	燃料油については、主たる用途に用いた数量の証明書類にもとづいて加重平均します。
数量	11	燃料について、設計数量の明示は可能であるか。(設計数量がわからないと算定できないのではないか)	請負者としての設計数量でお考え下さい。
数量	12	・スクラップに関しては、月ごとや工事ごとではなく、会社全体としてしか把握してない。単純に割り戻せばよいのか。	会社全体で整合のとれる証明書類であれば、対象となります。
手続	13	下請会社の工事費に含まれる燃料費を元請が負担したことをどのように証明すればよろしいですか。 例えば土工事の場合燃料費の他の要素で単価が変わる可能性があります。元請の燃料費負担分をどのように証明すればよろしいですか。	燃料費を元請け・下請けのどちらが負担したかを問うことはありません。使用した燃料の増分を元請けに支払うこととなります。(下請が負担していた場合、元下契約でも契約約款に物価変動による変更が記載されていると考えられ、元請けは適切に下請け契約の変更を行う必要があると考えます。)

## 手続きについての質問

項目	番号	Q	A
手続	1	2ヶ月前では発注者の最終数量も金額も確定していない。請求時に添付する「請負代金額が不適當となったことに関する資料」を作成することは不可能ではないか。	請求時に添付していただく資料は、最終の確定額や数量を添付する必要はありません。請負代金額が不適當となったと判断した時点の数量及び単価について記載して頂ければ結構です。
手続	2	既済部分検査の段階で単品スライドを希望できることとなっているが、希望しなかった場合でそれ以降に増工指示を受け、新たに単品スライドを希望する場合はどうなるのか。	既済部分検査の段階では、その時点で検査を受ける部分の材料を単品スライドの対象とするか選択するものです。よって、既済部分検査以降でも、請負代金額が不適當となったと判断した時点で単品スライドの請求をしていただければ、既済部分検査対象以外の部分は対象となります。
手続	3	工期が延期となり年度をまたぐ場合は、年度内(既済月)に1回、翌年度の竣工前に1回の2回請求となるのか	第25条5項による変更請求は、契約期間中1回していただければ結構です。
手続	4	年度をまたぐ工期の長い工事について、全体スライドとしての扱いはできないのか	1年を超える工期の場合には、全体スライドとの併用も可能です。
手続	5	工期が迫っているような工事に関しては、どうすれば良いのか。	平成20年9月30日以前の工期末となっている工事は、工期満了前かつ平成20年7月30日までに請求があれば対象とすることが出来ます。
手続	6	全体スライド請求(受注者負担1.5%)した後、単品スライド請求(受注者負担1.0%)をする併用請求の場合、全体スライド基準日以降に価格変動したものについては、受注者負担は無いものと解釈してよいのでしょうか？ 例:変動前価格1000万円 全体スライド変動後価格1050万円 全体スライド請求価格35万円 基準日以降単品スライド価格1060万円 単品スライド請求価格10万円	スライド額算定での受注者負担はありませんが、対象となる品目の判定については、請負代金額の1%を超えるものとしています。例の場合ではスライド後請負代金額が1035万円となり、その1%である10万3千5百円を超えた変動額の品目のみ対象となります。単品スライド後価格が1060万円であることから変動額は10万円となり10万3千5百円を超えていないため対象となりません。(仮に単品スライド後価格が1061万円であれば10万3千5百円を超えるため差額そのままの11万円が増額となります)
手続	7	鋼材の購入の証明について 複数の工事の鋼材の代金を集計して支店で支払っている場合証明書はどのようにすればよいですか。支払いの領収書は各工事毎には発行されません。 各工事で契約時期が異なれば、単価も異なりますので、単価を証明するものは契約書になります。証明書類として、購入単価は「契約書」、数量の証明は「納品書」または「ミルシート」でよいのでしょうか。	証明書は工事毎になっている必要はありませんが、そのうちどれだけを当該工事で使用したのかを確認いたします。単価についても領収書で確認できると考えます。(購入金額÷購入数量等で)。不明な場合は個別に発注者へご確認下さい。
手続	8	下請会社の工事費に含まれる燃料費の証明をどのように証明すればよろしいですか。 下請会社が複数の現場の燃料費を一括して会社単位で支払っている場合、該当現場分の燃料費をどのように証明するですか。 7月1日の説明会で「生コンの運搬の燃料費も含まれる。」と説明がありましたが、具体的にどのように該当現場に運搬した燃料を証明するのですか。納入した生コン数量、生コン車台数、運搬距離計算して、一般的な燃料消費率から使用量を換算すればよろしいですか。また、生コンプラントが購入する骨材、セメントの運搬費も同様の計算でよろしいですか。	元下関係が確認できれば、下請会社の証明書類でも問題ありません。また、複数現場の燃料を一括して支払っている場合でも主たる用途に用いた数量であることを証明していただければ結構です。 生コンの運搬の燃料費については客観的に確認できる資料があれば結構です。 生コンプラントが購入する骨材等の運搬費は、生コン単価の変動となると考えられ対象となりません。